

## <別紙① 事実経過の詳細と責任の考え方～責任追及委員会答申書から>

2017. 11. 27 板垣隆夫

### A. 関係者の経歴

#### (1) 小塚氏

小塚氏は、昭和34年3月に貴社に入社し、緑工場の生産技術部長、技術部長を歴任、昭和60年6月に貴社取締役役に就任した。その後、平成5年6月に常務取締役、平成9年6月に専務取締役となり、平成12年6月に代表取締役社長に就任し、平成21年3月1日付で退任するまでの間代表取締役の地位にあったものである。

#### (2) 市川氏

市川氏は、昭和42年3月に貴社に入社し、経理部部長を経て平成15年6月に貴社取締役経理部長に就任した。その後、平成19年6月から貴社取締役を辞任する平成21年3月31日までの間は常務取締役の地位にあり、財務・経理業務等を担当していたものである。

#### (3) 寺田氏

寺田氏は、昭和42年3月に貴社に入社し、第三営業部長を経て平成10年6月に貴社取締役役に就任した。その後、平成16年6月に常務取締役、平成19年6月に専務取締役、平成21年4月に常務取締役となり、同年5月14日付で取締役を辞任するまでの間、情報環境機器事業等を担当していたものである。

#### (4) 加藤氏

加藤氏は、平成15年1月に某銀行から貴社に経理部主査として出向した。その後、平成17年7月に参与(経理部部長職、財務統括、コンプライアンス統括)、平成20年6月に執行役員(監査室管掌、内部統制統括、コンプライアンス統括。但し、市川常務の命により経理部の職務に携わる)、平成21年4月に経営企画室兼経理部の副統括、同年5月に経営企画室副統括を歴任し、同月14日付で貴社を懲戒解雇されたものである。

### B. 関係する会社の概要

#### (1) ㈱ビジネスデザイン研究所 (BDL)

BDLは、平成2年9月6日に愛知県名古屋市において設立され、ロボット装置の設計、製造及び販売等を目的とする会社である。フタバ産業は、BDLが平成15年6月28日に5,000株の第三者割当増資を実施した際に、その全株式を引き受けて同社の60.98%を有する株主となった。その後、U社に対する第三者割当増資及び木村氏による新株予約権の行使により、議決権所有割合は39.69%に低下していたが、平成21年に行われた2回の株式譲渡の結果、同社との資本関係は解消された。BDLについては、平成15年9月から平成20年6月までの間、寺田氏が取締役に、加藤氏が監査役の地位にあったが、両氏がBDLの役員を辞任した後は、フタバ産業との役員の兼任状況は解消されている。

#### (2) 雙葉科技

雙葉科技は、平成13年5月17日に香港において設立され、情報環境機器部品の製造販売等を目的とする会社である。同社設立時における出資比率は、フタバ産業70%、協祥機械工業125%、U社5%。雙葉科技については、寺田氏が平成16年10月に会長に就任する等、平成21年6月29日現在においてもフタバ産業の役員3名が役員の職務を兼任している(有価証券報告書)。

#### (3) フタバ伊万里

フタバ伊万里は、平成3年4月に佐賀県伊万里市において設立され、自動車部品の製造販売等を目的とする会社である。同社はフタバ産業の100%子会社である。

### C. 事実経過

1. フタバ産業は、平成15年6月27日開催の取締役会において、BDLに対して5億円の出資(新株の引受)の承認を行い、出資を行った。その結果、フタバ産業は、BDLの発行済株式総数の60.98%(5,000株/8,200株)を所有することとなった。同取締役会議事録では、「イフボット」の一部開発製造もフタバ産業が行

うものとされており、またBDLの売上高については「03年5億円、04年30億円、05年50億円」との実績、予想が記載されている（取締役会議事録）。

2. 平成17年5月12日のあずさ監査法人の監査講評において、①BDLに対する滞留売掛金（期末残高6億1,400万円）について、来期以降の状況により貸倒引当金の計上を検討することになること、②内部統制上の問題として内部監査部門の設置の必要性及び現状の規程類が陳腐化しており見直しをする必要性があること、③5万円以上は役員稟議という制度の回避が行われている可能性があること、④仕入計上部署が支払業務も担当していることの問題性、の指摘がなされた（第91期監査概要報告書）。
3. 平成17年8月30日、財務統括担当であった加藤参与が、BDLの木村氏から資金繰りの相談を受け、財務経理担当であった市川取締役と相談したところ、市川取締役は、取締役会の決議を得ないまま、BDLに1億5,000万円の融資を行った（加藤氏報告書、市川氏供述、銀行預金通帳）。
4. 平成17年9月29日開催の取締役会において、監査役から、前項の貸付金について、事実関係の確認、調査・報告の要請がなされた。市川取締役からは、緊急な案件であったため独断で判断したことが説明された。監査役は、取締役会議事録への記載を求めたが、小塚社長はこれを拒否した（今枝氏作成「9月29日取締役会議事について」と題する書面）。
5. 平成17年9月30日、加藤参与は、取締役会の承認を得ることなく、市川取締役と相談の上、BDLが手形借入をするにあたってE銀行に振り出した手形9,000万円に、フタバ産業の社印を押してBDLのために保証を行った（加藤氏報告書、市川氏供述、約束手形コピー）。
6. 平成17年10月5日、加藤参与は、取締役会の承認を得ることなく、市川取締役の指示ないし了承に基づき、1億5,000万円をBDLに送金して貸し付けた（加藤氏報告書、市川氏供述、銀行預金通帳）。
7. 平成17年11月17日のあずさ監査法人の監査講評において、保有するBDL株式の評価減、滞留売掛債権についての貸倒引当金の計上、BDL向け在庫品の一部評価減等、及び内部監査部門の設置について指摘された（「第92期中間監査結果報告」）。
8. 平成18年1月31日、加藤参与は、取締役会の承認を得ることなく、市川取締役の指示ないし了承に基づき、5,000万円をBDLに送金して貸し付けた（加藤氏報告書、市川氏供述、銀行預金通帳）。
9. 平成18年2月28日、加藤参与は、取締役会の承認を得ることなく、市川取締役の指示ないし了承に基づき、1億円をBDLに送金して貸し付けた（加藤氏報告書、市川氏供述、銀行預金通帳）。
10. 平成18年3月31日、BDLはA銀行から5億円の借入れを行ったが、加藤参与は、市川取締役の指示ないし了承に基づき、取締役会の承認を得ないまま、BDLのため、フタバ産業の定期預金に担保の設定を行った（加藤氏報告書、市川氏供述、担保差入証写し）。この資金の一部は、第6、第8及び第9項の合計3億円の借入れの返済に充てられた。
11. 平成18年5月9日開催の取締役会において、会社法362条に基づく内部統制の決議が行われた。この決議において、①取締役会規則・付議基準を改定すべきこと、②業務分掌規程、職務権限規程、稟議廻報規定を改定すべきことが定められ、また監査室が設置された（取締役会議事録）。
12. 平成18年5月15日のあずさ監査法人の監査講評において、①BDLが期末間際に5億円の売上を計上しており、それがなければ債務超過であること、②保有するBDL株式の評価減、滞留売掛金の貸倒計上、BDL向け在庫の評価減等の指摘がなされ、また③内部統制上の問題として、稟議廻報規定で5万円以上が役員決裁とされており、設備投資に関して稟議書がないものがあること、実行可能な基準とすべきことが指摘されている（「第92期監査概要報告」）。
13. 平成18年7月28日開催の取締役会において、BDLのGリース会社からのリースバック契約についてフタバ産業が保証を差し入れることに対して、監査役が懸念を表明したが（北川氏及び神谷氏の平成21年5月25日作成の文書）、フタバ産業が保証を差し入れることについて承認した（取締役会議事録）。この議事録の添付資料によると、BDLは3期連続の赤字であること、介護保険認定が取得できなかった場合

には清算を検討すること、平成18年3月期の売上高7億200万円にはソフト売上高5億円が含まれていること、清算した場合には3億1,700万円の損失がフタバ産業に生じること、中期見通しでは平成20年まで営業損失計上の見込みであること、等が記載されている。

14. 平成18年8月22日、BDLはGリース会社からリースバックを受け、フタバ産業はこれに保証を差し入れた。BDLは受領した資金の一部を、第10項のA銀行からの5億円の借入の返済に充てた。
15. 加藤参与は、BDLの木村氏から資金が足りない旨相談を受け、市川取締役と相談の上、平成18年9月29日、フタバ伊万里に送金の指図を行い、M社経由で、BDLに対して4億5,000万円の資金を提供させた(加藤氏報告書、市川氏供述)。
16. 平成18年11月27日のあずさ監査法人の監査講評で、Gリース会社に対する保証については、債務保証損失引当金の計上は必要ないことその他、再度5万円以上の役員稟議の規程について指摘された(「監査実施期中説明書」)。
17. 平成19年3月30日、BDLは、再びA銀行から7億円を借り入れ、加藤参与は、取締役会の承認を得ないまま、定期預金に担保を設定した(加藤氏報告書、担保差入れ証)。この資金の一部は、第15項のM社経由、フタバ伊万里からの借入の返済に充てられた。
18. 平成19年5月14日のあずさ監査法人の監査講評で、①滞留建設仮勘定に関して開発案件については稟議がほとんど起こされていないこと、②BDLに対する滞留売掛金の貸倒計上等、③5万円以上の役員稟議の規程の見直し等が指摘された(「第93期監査概要報告書」)。
19. 平成19年9月5日、加藤参与は、取締役会の承認を得ないまま、BDLに対して1億5,000万円の資金を貸し付けた(加藤氏報告書、銀行預金通帳)。
20. 平成19年9月28日、BDLはB銀行から7億円の借り入れを行い、加藤参与は、取締役会の承認を得ないまま、これを保証した(加藤氏報告書)。
21. 平成19年10月頃、あずさ監査法人の残高照会に対するB銀行の回答により、第20項の保証の存在が発覚した。あずさ監査法人は、B銀行及びGリース会社に対する保証差入りを解消しなければ、BDLを連結子会社と認定する意向を示した。
22. 平成19年10月25日の監査役連絡会では、監査役が寺田専務及び加藤参与を招いてBDLの経営状況について聞き取りを行った(「監査役連絡会資料」)。
23. 平成19年11月27日開催の取締役会で、第20項のB銀行に対する保証につき、追認決議を行った。B銀行からの借入及びGリース会社からのリース債務については、BDLは繰り上げ返済を行い、両債務についての保証は解消する見込みであり、今後金融支援は行わないとの説明があった。監査役からは、今後の取引方針の明確化、事情の調査報告が求められた(取締役会議事録)。
24. 平成19年11月27日、BDLはCリース会社から14億5,000万円の借入を行い、加藤参与は、取締役会の承認を得ることなく、また市川常務にも無断で、この返済のためにフタバ産業の手形15億円相当を振り出し交付した(加藤氏報告書、藤谷氏電話録取書)。この資金の一部は、Gリース会社からの借入の返済に充てられた。
25. 平成19年12月7日、加藤参与は、市川常務と相談の上、BDLのB銀行に対する借入の解消のため、雙葉科技の寺田会長(フタバ産業の専務、BDLの取締役)に依頼して、7億円をK社経由、BDLに送金させた(加藤氏報告書、市川氏供述、送金依頼書、フタバ産業と雙葉科技との経理担当者間の電子メール)。この資金の一部は、B銀行からの借入の返済に充てられた。なお、雙葉科技がBDLに送金していた7億円については、同年12月27日に、うち5億500万円がK社経由で返済された。
26. 平成19年12月25日開催の取締役会で、BDLのための保証はすべて解消され、保証残高はゼロになったとの報告がなされた。またBDLの事業計画についての説明が行われたが、資料には、介護認定の目途は立っていないこと、19億円の新たな借入が発生すること(但し、借入先は記載無し)、18億円の増資を

行うこと(但し、引受先は記載無し)、売上見通し、在庫は自社で購入して解消する計画であること等が記載されている(取締役会議事録)。監査役からは、BDL の借入金の調達先等の質問が出され、市川常務は〇社とK社である旨回答した(「2007 年 12 月度定例取締役会における監査役の主な発言」と題する文書)。

27. 平成 20 年 1 月 16 日、監査役は取締役に対して、BDL がフタバ産業の保証を解消するために新たに借入れを行った融資先の会社についての調査及び内部統制の整備案に関する議題を取締役に上程すること等について依頼した(田村幸雄監査役の市川常務に対する電子メール)。
28. 平成 20 年 2 月 11 日、監査役は取締役に対して、あずさ監査法人の監査報告に関する「エグゼクティブサマリー」に対する会社見解、BDL の財務状況に関する四半期毎の報告及びフタバ産業から BDL に対する役員派遣の中止の検討等について申入れを行った(田村幸雄常勤監査役及び佐川忠明常勤監査役の市川常務に対する「監査役会からの申入れの件」と題する文書)。
29. 平成 20 年 3 月 28 日、C リース会社への返済のため、加藤参与は、取締役会の承認を得ないまま、市川常務と相談の上、BDL に対して、3 億円を送金した(加藤氏報告書、市川氏供述、銀行預金通帳)。この資金の一部はC リース会社への返済に充てられた。送金後、市川常務と相談の上、J 社に対する金型発注代金として建設仮勘定にすることとし、BDL の木村氏から J 社の請求書を受け取り、無断で寺田氏の印鑑を押捺して、処理を行った。
30. 平成 20 年 4 月 28 日、加藤参与は、C リース会社に対する残金の支払のため、取締役会の承認を得ないまま、市川常務と相談の上、同様に J 社からの請求書により、金型代金名目で、J 社経由で 11 億 9,700 万円を BDL に送金した(加藤氏報告書、請求書、小切手帳の耳)。この資金の一部は、C リース会社からの借入金の返済に充てられた。
31. 平成 20 年 5 月 29 日開催の取締役会で、内部統制に関する決議が一部修正された。職務分掌規程、職務権限規程、稟議廻報規定等は見直しするとされたままであった(取締役会議事録)。
32. 平成 20 年 9 月 26 日、あずさ監査法人が、第 29 項及び第 30 項で計上した金型に関する建設仮勘定について、14 億 9,700 万円の実体が BDL 向けの貸付けである疑いを持ち、調査を依頼した(加藤氏報告書)。
33. 平成 20 年 10 月 29 日、J 社への約 15 億円の支払及びこれにつき Q 社との開発協力契約書に基づく支払に振り替えようとしたことに対して、監査役が、小塚社長宛に書面で報告請求を行った(報告請求書)。
34. 平成 20 年 10 月 31 日、加藤執行役員は、市川常務及び小塚社長と相談の上、取締役会の承認を得ないまま、BDL の資金繰りのため、フタバ伊万里から Q 社経由で BDL に 5,750 万円を送金させた(加藤氏報告書、成瀬氏報告書、銀行預金通帳)。この資金は、平成 20 年 12 月 3 日に返済された。
35. 平成 20 年 11 月 5 日、第 33 項の報告請求に対して小塚社長が回答文書を提出した。小塚社長は、Q 社との契約であり、Q 社に送金されていると説明した。
36. 平成 20 年 11 月 2 日、監査役は、前項の回答に対して、さらに報告請求を行った(報告請求書 No. 2)。
37. 平成 20 年 11 月 24 日、前項の報告請求書に対し、小塚社長が回答書を提出し、Q 社との契約を締結する旨回答した。
38. 平成 20 年 11 月 27 日開催の取締役会で、監査役は、約 15 億円の J 社向け支払に関して疑義があるため、継続的に調査を行う旨表明した(定例役員会議事録)。
39. 平成 20 年 12 月 29 日、雙葉科技の寺田会長は、フタバ産業に対して、第 25 項の 7 億円の残金の回収のため、フタバ産業に対して金型代金名目で約 187 万ドルの請求書を送付し、これがフタバ産業の経理部内における加藤執行役員を含む決裁手続を経て、雙葉科技に対して送金された。この支払いについては市川常務も容認していた(加藤氏報告書、寺田氏供述、市川氏供述、請求書)。
40. 平成 21 年 2 月 2 日、加藤氏は、BDL の資金繰りのため、フタバ伊万里に対して、取締役会の決議を得な

いまま、立替金名目で5,000万円をL社経由でBDLに送金させた(加藤氏報告書)。なお、フタバ伊万里はこの送金に関して取締役会の決議を得なかった。

#### D. 責任の考え方

##### 【刑事責任の有無】

本委員会では、BDLに関わる取引について調査を行ったが、フタバ産業の取締役、使用人、監査役に、自己又は第三者の利益を図る目的を窺わせる証拠は見あたらなかった。

寺田氏及び加藤氏は、平成15年9月から平成20年6月までの間、それぞれBDLの取締役及び監査役であったが、BDLに対する本件の一連の資金提供を行った目的は、グループ会社であるBDLを破綻させる訳にはいかないというフタバ産業としての事情に基づくものとも考えられ、BDLあるいはBDLの役員である自身の利益を図る目的であったとまで認定すべき証拠は見あたらない。

そのため、会社法960条に定める特別背任罪の構成要件を満たしているものと認めるには至らなかった。そこで、本委員会は、告訴・告発等によりフタバ産業関係者に対する刑事責任を追及するごとは相当でないものと判断した。但し、今後捜査当局の捜査等により新たな証拠等が得られた場合には、別途検討する必要があることはいうまでもない。

##### 【民事責任の対象の抽出】

次に、フタバ産業関係者の民事責任については、本件は、長期間にわたる多数の行為の集積、つながりとして行われている点に特徴のある事案である。そこで、本委員会は、①最終的にフタバ産業の損害となっている行為を拾い出し、②その損害について、実行行為者、その他の取締役、監査役等の関係者にその損害と相当因果関係のある何らかの義務違反があるか、③法的責任の認められる者に対して責任追及を行うべきかどうか、というプロセスで検討することとした。

具体的には、フタバ産業の最終の損害となっている行為は、①J社に対して平成20年3月28日に3億円、同年4月28日に11億9,700万円を送金した行為、②平成20年12月29日に双葉科技に対して約180万ドルを送金した行為、③フタバ伊万里をして平成20年2月2日にL社に対して5,000万円を送金させた行為、の3つである。そこで、この3つの行為について関係者の責任の有無を検討することとした。

→

##### <損害賠償責任の所在>

1) J社案件については、それによって生じた損害14億9,700万円について、実行者である加藤氏、市川氏、経理部門の統括者である小塚氏、そして平成19年11月ないし12月時点で取締役であった伊藤氏～(以下略)が損害賠償債務を負担しているものと考えられる。

2) 双葉科技案件については、それによって生じた損害187万4999.44ドルについて、実行者である加藤氏、市川氏、寺田氏、そして平成19年11月ないし12月時点で取締役であった小塚氏、伊藤氏～(以下略)が損害賠償債務を負担しているものとする。

3) フタバ伊万里案件については、それによって生じた損害5,000万円について、加藤氏、市川氏及び小塚氏が損害賠償債務を負担しているものと考えられる。

##### <答申の結論>

本委員会としては、各違法行為の実行者及びそれと同等の責任を負う者(小塚氏、寺田氏、市川氏、加藤氏)については、既に取締役については取締役を辞任し、使用人については懲戒解雇されている点を考慮しても、やはり損害賠償請求を行うことが必須であると考えます。

実行者以外の取締役の責任については、代表取締役以下の執行者に対する監督機関である取締役会として、平成19年11月以降の対応はあまりに無責任であり、その責任は重いものと考えられる。但し、会社法によって内部統制決議が義務化され(平成18年5月)、金融商品取引法により内部統制報告書制度が始まり(平成20年4月)、まだ間がない時期の事案であること、違法行為の実行者ではないこと、フタバ産業は既に外部から新しい社長を招聘して新たな改革を推進していること、等の諸事情を考慮して、相応の負担を行い、社内での処分等も適切に行われる場合には、損害賠償請求訴訟の提起までは行わないことも認められると考える。

【判決文における監査役への言及】（判決文中の記号は固有名詞・役職名に置換え）

■別紙①事実経過 4「本件無断融資」

一監査法人は、H17. 9に1億5千万円の送金の事実を把握し、常勤監査役(P6)に報告し、同監査役は市川及び寺田に事実を確認したところ、両名とも取締役会決議を経ることなく実行したものであることを認めたことから、同月28日監査役懇親会において他の監査役にこのことを報告した。なお、市川は常勤監査役(P6)とのやりとりの中で、上記送金は小塚の意向を確認して行ったものであると述べたことがあった。

<H17. 9. 29の取締役会における経緯>

一常勤監査役(P6)は、同日の取締役会の開始直前に市川に対し、同取締役会において本件無断融資の件を報告し、その経緯を説明するよう求めていたが、同取締役会において、会議の終了が近くなっても市川から本件無断融資の説明がなかったことから、自ら発言し、本件無断融資があったことを指摘をし、取締役会に上程して承認を受けろべきであると述べると、市川は、BDLから緊急に融資を頼まれたため、独断で貸付けを実行した旨述べ、これについて陳謝した。また、非常勤監査役(P7)が、市川の行為を厳しく非難するとともに、本件無断融資が貸借対照表に計上されているかとの追及をしたところ、市川が計上していない旨回答したため、同監査役は、市川の行為は大変遺憾であり、厳正な処分を科すよう求めるとともに、帳簿外でBDLに貸付けを行ったことにつき議事録に記載すべきである旨述べた。これに対し、小塚は、市川の行為について、所定の手続を経なかったのは遺憾であるが、緊急でやむを得ない状況であったので、始末書を書かせ、嚴重注意とすることで許してもらえないかといった趣旨の発言をして市川をかばった上、議事録には記載する必要はないと考える旨述べ、他の取締役も特に反対の意見を述べなかったため、本件無断融資については取締役会議事録にも記載されなかった。同取締役会において、小塚、寺田及びその他の取締役から、本件無断融資についての原因究明や今後の防止策の策定をすべきであるといった発言はされなかった。

一小塚は、本件無断融資についての市川の処分につき、始末書を提出させることとし・・・、同年10月5日には、市川同席のもと、常勤監査役(P6)に対し、本件無断融資に関する事後措置として、協力会社から緊急の支援要請があった場合の緊急対応についてルールを取り決めることとすること、本件無断融資の件を取締役会議事録への記載は会社の利益にならないので記載しないこととすること・・・などを説明し、同月6日の常務会において、全取締役に対し、今回の監査役の指摘事項等を謙虚に受け止め、襟を正して業務に取り組むとともに、「オープンにすること」、「隠さないこと」を徹底するよう要請し、寺田に対しては、BDL社長とコンタクトしたいので、直ちに段取りをするよう指示した。

■事実経過 13 H. 18. 7. 28 取締役会「BDLのリース料支払債務のフタバの「保証」（10億円強）」審議

一審議においては、非常勤監査役(P7)及び常勤監査役(P6)から、三年間赤字のBDLを支援する必要があるのか、支払保証をしたロボットシステムに九億円もの価値があるのか、再生計画の方向は介護ロボットの方向性でよいのか、九億円の支払保証を全額フタバが保証する必要があるのか、フタバの持株割合である四九%に合わせるべきでないか、BDLの経営陣を変えるべきでないか、フタバに実質的に経営を取り込み、開発、製造、営業まで一貫すべきでないか、これまで取締役会で何度もBDLの経営状態の報告を要請したのに、BDLの返済期日まで三日しかない状態でやっと報告が出てきた、今後毎月経営をチェックして報告してもらいたいなどの指摘がされたが、上記両監査役以外の賛成により、保証を承認する旨の決議がされた。

■事実経過 15 H18. 9. 29 子会社経由4億千万円の送金

一BDL社長より、4億千万円が払えないので資金援助をしてほしいとの依頼を受けた。加藤及び市川は、本

件リースバック契約で九億円を借りたばかりであり、この資金援助について取締役会にかけたとしても承認は下りず、監査役からも厳しい指摘を受けるであろうこと、他方で、BDL がこれを払えずに倒産をして Q10 及び Q4 に対する保証債務をフタバが履行することになる事態は避けたいとの考えか、取締役会に無断で融資をすることとした。

#### ■事実経過 20、21、22、23 H19.9.28 7億円の無断保証

—H19.10 頃、監査法人が、フタバの会計監査において本件無断保証を発見した。監査法人は、同月中旬、市川に対して本件無断保証を指摘し、BDL のための保証を全て解消し、取締役会において以後 BDL に対する貸付、保証、担保提供等の支援を行わない旨の決議をすること等の条件を満たさなければ、BDL はフタバの連結子会社にせざるを得ない旨告げ、保証の対象となる債務を BDL が返済した場合には、その原資についても明らかにするように申し入れた。

—フタバの監査役らは、H19.11.12 及び 20 日に市川及び加藤から本件無断保証についての事情聴取を行い、同月 23 日にも臨時監査役連絡会を開催し、加藤から本件無断保証について事情聴取をした。

#### <H19.11.27 の取締役会における経緯>

—市川の説明に対し、非常勤監査役 (P8) からは、内部統制に関する取締役会決議違反である、資料がなく承認は判断が難しいため資料を取締役に提出すべきであるとの発言があったが、小塚は、やってしまったことであり、承認を願いたい、今後の対応は 11 月末時点で決めたいと述べた。同監査役からは、11 月末の BDL の資金調達の目的が立ったのかとの質問もされたところ、市川は、目的は立っていると返答し、小塚は、11 月末に BDL 社長から計画説明を受けた後に対応を決めたいと発言した。

また、非常勤監査役 (P7) から、追認はやむを得ないが、銀行出身者である加藤が起こしたものであり、法的なことは十分分かっているはずであり、なぜこのような事態になったのか事情を明らかにしてほしいとの発言があり、これに対して、小塚は、切羽詰まったとの報告を受けている旨返答した。同監査役からは、加藤の上司である市川には数日後に報告がされていたのではないかと指摘があり、このような問題は社外に知られ、その場合監査役の任務懈怠責任を追究される、担当者だけでなく責任者の処罰をしないのか（この場合の担当者とは加藤、責任者とは市川のことを示していると思われる。）との発言がされ、これらの発言に対して、小塚は、BDL 社長から事情を聴き、よく検討した上で次回に報告する、時間をもらいたい旨返答した。審議の結果、本件無断保証について承認がされた。

—加藤による本件無断保証を受け、フタバの監査役から社印等の取扱いについて明文化した規程を作成するよう要請があり（それまでフタバにおいては、社長印等の社印の取扱規定は定められておらず、経理規程において、小切手及び手形の振出しに関する社長印の署名押印者が社長の委任を受けたものに限るとされていたにすぎなかった。）、社印等取扱規程が整備された（H19.12.1 より施行）。

#### ■事実経過 26、27 H19.12.25 開催の取締役会における経緯

—上記報告（BDL のための保証はすべて解消され、保証残高はゼロになった旨）に対して、非常勤監査役 (P8) から、借入金の会社がどこであるかとの質問があった。上記のとおり、実際には Q4 からの一四億五〇〇万円及び E から Q5 を通じての七億円により返済をしたものであったが、市川は、Q14 から七億六〇〇万円、Q5 から七億円の借入れがされたと返答した。非常勤監査役 (P8) からは、どのような会社であるかとの質問がされ、市川は、Q14 についてはリース等を扱う会社である旨返答し、小塚はこれから確認する旨返答した。さらに非常勤監査役 (P7) からは、フタバは一部上場会社として反社会的な行動は厳しく見られること、借入金が億単位の金をどうやって調達したか、BDL にはフタバの役員を派遣しているの心配である旨の発言があり、小塚は、調査してあやしければ考える、時間をもらいたい旨返答した。

—同取締役会終了後の H20.1.16、常勤監査役 (P11) は、経理部従業員を通じて、市川に対し、BDL が保証を

解消するために新たに借入れを行った融資先の会社を調査し、次回取締役会に報告すること、内部統制の整備案に関する議題を次回取締役会で提案することを依頼した。しかし、H20.1.31の取締役会では、BDLの借入先に関する特段の報告はされなかった。

■事実経過 29、30、32、34 D案件（金型代として支払） 監査法人による発覚及び隠蔽工作

—監査法人は、平成二〇年九月二六日、小塚に対して、Dへの送金はBDLに流れているのではないかと疑念があること、Dからの請求書には寺田名の印が押してあることを伝えるとともに、社内委員会を組織して調査するよう指摘した。

—また、この頃、小塚は監査法人の指摘を受け、社内においてDに対する送金の調査を行う機関として社内調査室を設けることとし、その室長に、フタバの監査室（原告における内部監査を行う部署）の執行役員であったP13を指名した。

—監査法人は、同月三〇日、小塚、常勤監査役(P11)、経理一課の課長と面談をした。この席上で、小塚は、Dへの支払は契約上は金型だが、開発投資に変わっている、部下を信じており問題はないと思っているが精査中である、これは滅菌装置に関する支払であるが、BDLはロボット事業であり本件と関係していることはありえない旨述べた。

—その後、監査法人は、小塚、寺田、加藤、P14などに対して面談をしたが、同人らは、いずれも、Dへの支払はBDLに流れたものではなく、Q16との開発に関する支払いである旨の虚偽の説明をした。

◆社内調査委員会から責任追及委員会設置まで（責任追及委員会答申から）

32、平成20年9月26日、監査法人が、第29項及び第30項で計上した金型に関する建設仮勘定について、14億9,700万円の実体がBDL向けの貸付けである疑いを持ち、調査を依頼した（加藤氏報告書）。

33、平成20年10月29日、J社への約15億円の支払及びこれにつきQ社との開発協力契約書に基づく支払に振り替えようとしたことに対して、監査役が、小塚社長宛に書面で報告請求を行った（報告請求書）。

35、平成20年11月5日、第33項の報告請求に対して小塚社長が回答文書を提出した。小塚社長は、Q社との契約であり、Q社に送金されていると説明した。

36、平成20年11月2日、監査役は、前項の回答に対して、さらに報告請求を行った（報告請求書 No. 2）。

38、平成20年11月27日開催の取締役会で、監査役は、約15億円のJ社向け支払に関して疑義があるため、継続的に調査を行う旨表明した（定例役員会議事録）。

■特別調査委員会の設置

フタバは、平成21年4月2日、BDLに対する不正な金融支援について調査をするため弁護士三名、常勤監査役(P11)、社外監査役(P7)、公認会計士一名を委員とする特別調査委員会を設置した

■責任追及委員会の設置

フタバは、同年5月14日に、特別調査委員会から、調査の結果BDLに対して不正な金融支援がされていたことが判明したとの報告書の提出を受け、同日、関係者に対する損害賠償請求の要否及び内容等について検討するため、弁護士五名を委員とする責任追及委員会を設置した。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、会社法施行規則第130条第1項及び第3項並びに会社計算規則第128条第1項及び第3項に定めるところに従い、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議を行い、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・監査計画書を定め会計監査人との連携及び内部統制の運用状況の監視及び内部統制システムの維持・改善に関する支援を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明をもとめました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針・計画に従い、取締役・内部監査部門、当社では監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類などを閲覧し、本社及び各事業工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役等、又海外事業統括室との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその子会社を訪問し、事業の実際を調査するとともに報告を受けました。

毎月監査役会、又は監査役連絡会を開催し、各監査役が監査結果を報告するとともに各監査役と意見の交換・情報の共有に努めました。又、監査役の監査活動の結果については必要に応じ、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検証いたしました。

会計監査人に関しましては、会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する監査等が機能しているかについては、会計監査人から職務の執行が適正に行われることを確保するための体制を整備する旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二. 前取締役である市川康夫氏（平成21年3月31日辞任）及び同寺田武久氏（平成21年5月14日辞任）について、平成17年以降、当社の持分法適用会社・非連結子会社である株式会社ビジネスデザイン研究所に対し、当社直接または当社子会社を通じた融資、当社の保証による信用供与等の方法で不正に金融支援を行っていた事実が判明いたしました。当該事実の中には、本事業年度中に、当時取締役であった市川氏が、部下と通じて、定款上取締役会決議事項とされている「重要な投融资」に該当するにもかかわらず、金型代金名目で取締役会決議を経ないで資金を支出した事実、同じく寺田氏が、部下に指示して、当時自ら代表者を務めていた当社海外子会社である雙葉科技株式会社から当社に対して架空の設備・治具・金型代金の請求を行わせただうえで、その支払い名目で当社の取締役として当該会社に対して資金を支出することを承認した事実が、それぞれ含まれています。

また、前取締役である小塚逸夫氏（平成21年3月31日辞任）については、本事業年度中に、部下からの報告により市川氏らが不正に資金を支出した事実を知ったうえで、当該資金について実態のない試験研究費への振替を指示するかのよう言動を行った事実が認められます。

なお、上記の前取締役による不正行為の詳細については、事業報告書及び平成21年5月14日付け「特別調査委員会の調査報告書」当社ホームページ上に記載してあります。

三. 会社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）については、取締役会では相当な内容が決議されているものの、本事業年度において、過年度決算の内容を修正したことに伴い、過年度損益修正損として多額の特別損失を計上しなければならない事態が生じたことから明らかなとおり、現実の体制の整備及び運用に関して欠陥ないし改善すべき事項があるものと思料します。

この点に関しては、事業報告に記載されているとおり、既に取り締役において、統制環境、リスク評価と対応、統制活動、情報の伝達及びモニタリングについてそれぞれ整備すべき項目を挙げて、具体的な改善作業に着手しております。監査役も、当該作業が円滑かつ迅速に進行し、可能な限り早期に所期の目的を達成できるよう、取締役の職務の執行の状況を厳しく監視・検証して参ります。

なお、上記過年度の決算内容の修正の詳細及び本事業年度の特別損失の計上については、事業報告書をご参照ください。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

平成21年6月2日

フタバ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 佐川 忠明 ⑩

社外監査役 藤岡 高広 ⑩

社外監査役 本村 博志 ⑩

社外監査役 江島 誠 ⑩

社内監査役 田村 幸雄 ⑩

以上

<株主代表訴訟（責任追及訴訟）はなぜ減少しているのか？> 2017年9月7日（木）

旬刊商事法務2138号（7月5日号）によりますと、平成28年の株主代表訴訟の新受件数（地裁へ提訴された件数）は、一年間でわずか36件とのこと。5年前（平成24年）には106件だったのですが、その後毎年新受件数が減少傾向（激減傾向？）にあります（最高裁調べ）。

ただ、株主代表訴訟の被告役員側の敗訴率は、それほど低下していない模様です（和解、取下げといった終結動向を含めても）。つまり株主から提訴されると、それなりに役員側が敗訴する確率は変わっていないということです。

ではなぜ、これほどまでに株主代表訴訟の提訴件数が落ち込んでしまったのでしょうか。

（理由）

1 アベノミクス（第二次安倍政権における経済戦略）による会社業績の向上、株価の上昇  
株主代表訴訟が提起され、原告株主が勝訴するためには、取締役の違法行為によって会社に金銭的損害が発生していることが要件となります。しかし、上場会社の業績が好調であれば、いくら取締役の違法行為を糾弾しても、そもそも会社に（目に見える形で）損害が発生していない、ということが考えられます。平成24年以降の企業業績、株価高騰の中身を見ると、この要因が大きいのかなあ（役員の最大のリスクヘッジは業績を上げること）と感じます。

2 第三者委員会、社内調査委員会等の活躍

最近、企業不祥事対応のプリンシプル等に従い、企業不祥事が発生した際には中立公正な第三者による委員会、社外役員を中心とした社内調査委員会を設置する企業が増えていますが、この調査委員会の判断が株主による提訴に影響を及ぼしているものと考えます。事実認定だけでなく、中には役員の責任判定委員会のような調査委員会も立ち上げられますので、この委員会で「役員の責任なし」との判断が下れば、株主もその判断を尊重する、といった事態もある程度存在するのではないかと、思います（だからこそ、「なんちゃって委員会」の横行が問題視されることにもなるのですが）。

3 平成20年以降の「経営判断」に関わる最高裁判決（決定）の変遷

平成20年代には、取締役会の経営判断が問題となった重要裁判において、役員もしくは会社が高裁では敗訴したにもかかわらず、最高裁では逆転勝訴したものがとても多いのです（たとえば日本システム技術、アパマンショップ、アートネイチャー、ジュピターテレコム等）。経営判断への司法の関与について、株主側からみればずいぶんと消極的に見えるのではないのでしょうか。これらは株主代表訴訟ではないものもありますが、やはり役員への責任追及を検討する株主にとっては提訴の意欲をかなり減退させているように思われます。ただし、シャルレMBO頓挫事件の高裁判決のように、経営判断のプロセスが不適切であり、たとえ株主には損害が発生せずとも、会社に余計な支出を余儀なくさせたような場合には、その会社損害の賠償が認められるケースもあるので注意は必要です。

4 株主代表訴訟以外の株主による責任追及の多様化

最近、任務懈怠が認められる役員への責任追及は、会社が自浄能力を発揮する、つまり会社自身が原告となって役員への責任を追及する例も増えていきます（たとえばオリンパス事例や、先日ご紹介したフタバ産業事例等）。また、株主代表訴訟よりも役員への責任追及が容易となる金商法21条による開示責任などを活用する一般株主の方もいらっしゃると思います。したがって、株主代表訴訟の新受件数が減少傾向にあるからといって役員への「提訴リスク」が低下しているわけではなく、むしろ他の提訴手法によって「敗訴リスク」は高まっているのかもしれない。

現在法制審会法制部会で議論されている来年の会社法改正が株主代表訴訟の減少傾向にどのような影響を及ぼすのか（全く影響はないのか）、という点も気になります。今後は改正予定項目などを精査してまた探してみたいと思います。

## ＜なぜか第三者委員会報告書で触れられない監査人の不適切な行動＞ 2017年7月31日（月）

諸事情ございまして、先週から平成27年～28年にかけて公表された（企業不祥事対応としての）第三者委員会報告書をいくつも精読しております。以前にも書きましたが、社外役員が増加していることや東証の不祥事対応のプリンシプルが公表されたこともあり、第三者委員会報告書よりも社内調査委員会報告書のほうが公表ベースでは数が増えてきていることを改めて認識しています。また、会計監査人からの要請で、社内調査委員会による調査を、途中から第三者委員会による調査に変更する事例も増えているようです。

ところで、「これはかなり秀逸な第三者委員会報告書かも」と思うものを読んでおりましたが、どうしても不満に感じるのが「監査役、会計監査人が不祥事発覚の前後において、どの程度のリスクを感じていたのか、またどんな行動をとっていたのか」という点がまったく明らかにされていないという点です。先日もフタバ産業さんの「モノ言う監査役」の事例をご紹介しましたが、その内容（社長とのバトルの内容）が判明したのは、会社が元代表取締役さんを訴えた裁判の判決が公表されたからです。

フタバ産業さんの会計不正事案では、いくつかの第三者委員会報告書が公表されていましたが、当時の報告書を読んでも、そのあたりは記述がありませんでした。しかし、そのような「モノ言う監査役」が存在したからこそ、事件後6年半もかけて会社を代表して元取締役の方々の責任を追及する裁判を遂行できたのです。企業不祥事を発生させた企業が、将来的に再発防止策を履行し、自浄能力ある企業として立ち直るためにはどのような監査風土があるのか、とても重要です。監査人がどのように振る舞っていたか、という点は投資家にとっても大切な情報だと思うのです。

第三者委員に就任される有識者の方々も、監査役や会計監査人、内部監査人などの「有事におけるあるべき行動規範」のようなものがあまり自信をもって述べることができないのかもしれないかもしれません。かつては、「そもそも監査人など、社長にモノが言えないのがあたりまえなので、そんなところに力点を置いても報告書に説得力がない」といった意見もありました。しかし、これだけガバナンスが重要と言われ、そこそこ会計監査人や監査役の役割も世間的に認知されてきたのですから、「このような状況において、監査役、会計監査人としてはこのような行動をとるべきだったのに、そのような行動をとった証跡は認められない」といった評価がなされてもよいのではないかと思います。もちろん「原因分析」の中で、監査機能不全といったことが列記されていることは多いのですが、では具体的な監査役、会計監査人（およびその連携において）どのような行動がとられたのか詳細に事実を調査したものは皆無であるため、再発防止策にも納得感が出てこないのです。

東芝事件、富士フイルム事件をはじめ、多くの不祥事発覚事例では、内部通報や内部告発が発覚の端緒とされていますが、こういった事例では、事件の早期の段階で会計監査人や監査役に不正リスクの兆候が伝えられることが多いのです。では、そのリスクを把握した監査人が、どのような行動に出たのか、そこは経営陣や会計監査人の法的責任の有無を判断するにあたって、たいへん重要なポイントだと思います。なぜ、多くの第三者委員会報告書において、そのあたりの経緯が明らかにされないのか、とても不思議に思うところです。第三者委員会の調査には、監査人らの協力が不可欠であり、誠実に協力していただいた方々の責任を追及することはたいへん難しい面もあると思います。ただ、当該企業に自浄能力があるのかどうか、投資家にとってはとても知りたいところである、ということは調査を担当する者としては認識しておくべきではないでしょうか。

## ＜満身創痍で社長と闘い続けた監査役の姿勢が垣間見える判決＞ 2017年7月20日（木）

出光興産公募増資差止仮処分事件の即時抗告決定が告知されたようで、地裁決定と結論も理由もほぼ同じだったようです。理由では本件が「公募増資」である点を地裁よりも重視されていたようですが、やはり実質審理という面において時間切れの感は否めません。さて、第1ラウンドはこれで終わりましたが、次は何が出てくるのでしょうか。ところで全く本件とは関係ありませんが、出光興産さんでは、相談役制度を廃止して、指名報酬委員会の諮問を踏まえて今後は顧問制度を作るとか（なかなか最先端を行っていますね）。

(ここからが本題ですが)判例時報の最新号(2331号)に、フタバ産業さんが元社長、元事業部門担当取締役を被告として損害賠償請求訴訟を提起し、14億ほどの賠償判決を得た事件の判決全文が掲載されました。関連会社への不正融資で損害が出たとして、同社と個人株主らが訴えていたもので、昨年3月ニュースでも取り上げられました(たとえば時事通信ニュースはこちら)。

判決では「融資先の経営状態などを確認しなかったのは、代表取締役として無責任」と元社長を批判し、また融資先の非常勤取締役だった元取締役についても「実情を調査し、報告すべき義務があったのに果たさなかった」と指摘しています。ちなみに、フタバ産業さんが2007~08年、グループ外の会社を経由するなどして、ロボット開発会社へ金融支援を実施し、その結果として多額の資金が回収できなくなった事件です。元社長さんは、真剣に会社の次世代の柱事業としてロボット開発を推進していました。他の取締役の方々も、その元社長さんの熱意を忖度して、なんとか成功させたいとの思いで不正に走ったり、これを見逃していたようです。今風に言えば「攻めのガバナンス」の典型例です。

この事件は元監査役さんが6年半かけて、会社を代表して元社長の責任を追及しつづけたもので、ご自身も株主代表訴訟の被告になりながらも、会社の損害回復のために闘った裁判です。たいへんなご苦労だったと思います。その裁判の判決全文がようやく読めるようになりました。

判決全文を読んで(たいへん長いので、流し読みもありますが)、ようやく元監査役の方が株主代表訴訟で負けなかった理由がわかりました。常勤監査役、社外監査役とも、社長に何も言えない取締役会において、毅然とした対応を何度もとっておられました(裁判所も「どうやら社長に対してモノが言えない雰囲気だった」と取締役会を評価しています)。取締役会で事前の承認を得ていない取引先への緊急支援について、監査役は内部統制に関する取締役会決議違反を主張して、すぐに取引先への対応を検討するよう社長に指示するのですが、社長さんは「とりあえず事後承認」ということで不正を黙認してしまいます(他の取締役さんも、なにも文句は言わず賛成しています)。ちなみに監査役の方々が経理担当取締役による無断不正融資に気づききっかけは、会計監査人との連携(会計監査人が気づき、その対応を監査役に求める)でした。

監査役から「無断融資が実行された件、担当者だけでなく融資責任者も処罰しないのか」と指摘されても、社長さんは「検討する」といっただけで何ら対策はとられませんでした。監査役の方々が「無断融資が行われた経緯についてきちんと取締役会に報告し、再発防止策をすぐに示すべきである」と提言しても、その場では元社長さんも了解しているものの、何らの調査・防止策検討はなされませんでした。つまり、完全に監査役の意見は長い間にわたり無視され続けたことから、この執念の裁判が始まったようです。

フタバ産業さんといえば、昨年自動車部品業界の中でも業績は好調です。ここ10年ほど、いくつかの不祥事が続きましたが、トヨタさんとの関係強化もあり、健全なガバナンスが構築されつつあるのではないのでしょうか。もしそこに功労者がいるとすれば、何名もの裁判官が変わる中で、判決をもらうことにこだわり、「俺は知らない」と責任を否定する元社長さんに責任追及の手を緩めなかったこの元監査役さんではないかと。

最近「監査役など、何もしていないのに『退職慰労金』を出すというのはいかがなものか」とよく話題になります。ただ、外から見て不祥事が発生(発覚)していないように見えるのは、その裏で常識的な監査役さんの並々ならぬ尽力があるからこそ・・・という企業も存在すると思います。あまり表に出ていない事例だけに、「自己保身に走りたい状況の中で、それでも会社と株主の利益を思って満身創痍で会社を救おうとされた監査役」がいらっしゃったことを少しでも多くの方に知っていただけたらと思い、ご紹介しました。

<「自浄作用」としての会社による役員損害賠償訴訟の提起>

2016年4月17日(日)

マスコミではほとんど取り上げられていませんが、先日(2016年3月25日)、名古屋地裁岡崎支部において、フタバ産業さんの元社長さん、元専務さんに対する損害賠償請求訴訟の判決が出ています(WSJのニュースはこちらです)。フタバ産業さんの不正会計事件は、当ブログでも過去に何度かご紹介していましたが、一連の事件に対して、会社が不正見逃し責任を追及した事例かと思われ(判決文を読んでおりませんので、あくまでも記事からの推測ですが)、会社資金の不正支出を主導したとして刑事処分を受けた役

員さん方とは異なるようです)。

元社長さんには14億7000万円、元専務さんには2億1000万円の返還命令、ということで非常に高額ですが、過去の事件経過からみて、この裁判を最後まで進めたのはフタバ産業さんの監査役の方々だった可能性があります。おそらく会社としての自浄作用を発揮されたうえでの裁判だったものと推測いたします。近時、FCPA問題等、フタバ産業さんではいろいろとコンプライアンス上の問題が重なりましたので、社会的な信用を維持するためにも、会社自身が(和解もせず)経営トップの責任追及を果たした意義は大きいものと考えます。

このフタバ産業さんの件だけでなく、最近では会社自身が(つまり新経営陣や監査役が会社を代表して)経営者の責任を追及して勝訴判決を得るケースも出てきています。特筆すべきは会社が訴える場合における会社の「損害」に関する捉え方(何をもちて会社の損害とみるか)です。たとえば先日、会社側が一部勝訴したクラウドゲート社事件判決では、会計不正事件が発覚した際の社内・社外調査費用、追加監査報酬、課徴金、有価証券報告書訂正費用等が損害として認定された模様です(「模様です」と書いたのは、これも会社側リリースからの推測であり、判決文まで確認したわけではないことからでして、あしからず)。また、こちらは株主代表訴訟ですが、シャルレのMBO頓挫事件の大阪高裁判決(2015年10月29日)においても、元経営者らのMBO遂行時における公正性を疑わせる手続きの瑕疵を問題にして、たとえ株主に対する損害が明確でないとしても、不正の疑義を解明するために設置された第三者委員会の費用等が会社の損害であると認定をしていました。

監査役さんによる提訴理由の判断権は、株主代表訴訟制度の見直しとの関係で、次の会社法改正における検討項目にもなっているようです。ただ、会社側勝訴の裁判例が重なり、何をもちて会社の損害とみるか、という点が明確になってきますと、そもそも(経営陣に遠慮をして)監査役さんが提訴をしない理由の合理性が厳しく問われる事態となり、逆に監査役さんの善管注意義務違反が追及される可能性が出てきます。コンプライアンス経営の一環としての「自浄作用」の発揮という点は、それ自体は法的責任の枠外の議論ですが、その発揮された事例が裁判例として積み重なることにより、とりわけ監査役さんの善管注意義務の根拠(とくに不作為の違法性を高める根拠)になりつつあるように感じます。

#### <フタバ産業中国贈賄事件と役員の不祥事公表義務> 2013年9月20日(金)

すでにご承知のとおり、フタバ産業さんの元役員さんによる企業不祥事が、また明るみになってしまいました。元専務の方が中国政府の役人に長年にわたり賄賂を提供していた、ということで、公訴時効にかろうじてひっかからなかった2007年の事件が(日本の)不正競争防止法違反被疑事件として強制捜査の対象になりました。なお、外国公務員に対する日本人による贈賄が、日本の国内刑事法違反行為になる、ということはあまり知られていませんが、不正競争防止法の中に規定されているところです。

ところで9月12日の朝日新聞ニュース「賄賂、監査法人が指摘 フタバ産業放置」と題する記事によりますと、今回の贈賄事件については、すでに2008年10月に監査法人から監査役が指摘を受けて、元専務に問いただしていたそうです。元専務も「問題なしとしない」ということで、役員会でも問題視され、また監査役も何度も善処方を取締役らに求めていたようですが、結局その後は何らの措置もされることなく、そのまま放置されていた、と報じられています。ここだけニュースで読むと、勇気ある監査役さん方による「モノ言う監査役さんシリーズ」のようにも思えますが、そもそもこの時期、フタバ産業さんではすでに監査役会と取締役会では不正会計事件に関連して、かなりのバトルが繰り広げられていたようであり(以前のフタバ産業さんのブログエントリーを参照ください)、このたび報じられているところも、そのようなバトルの一連の動きだったように思われます。

ちなみに、今年2月にフタバ産業さんの元社長さん含め役員の方々が逮捕された不正融資事件については、2007年10月の時点で監査法人さんから監査役に対しておかしな点があることが指摘され(「会計ドレッシング」村井直志著 96頁)、その後会計不正事件として広く公表されたのは2009年5月のことでした。ここで疑問を抱くのは、2008年11月に贈賄事件が全役員の方々の知るところとなったわけですから、そ

の後2009年5月に別の不正会計事件が発覚した視点で、この贈賄事件を会社として公表しようという動きはなかったのだろうか？という点です。不正会計事件は「社長案件」事件として組織ぐるみの不正に発展するわけではありますが、そのような有事になってしまった段階で、おそらくこの「中国政府贈賄事件」も公表すべきかどうか、とりあえず役員の皆様方にとっては懸案事項になっていたものと思います。もちろん不正会計事件が大きく報じられることになって、そちらへの対処で精一杯といった状況だったのかもしれませんが、「これはなんとか伏せておこう」ということで済ませてしまったのでしょうか。

取締役の善管注意義務の一環として「不祥事の公表義務」の存否が議論されたダスキンの事件株主代表訴訟の大阪高裁判決は、平成18年に出されたものであり、フタバ産業さんで、不正会計事件が発覚したのは平成21年です。したがって、もうこのダスキンの事件は世間でよく知られていた時期です。過去の不祥事という点では同じですが、ダスキンのさんが「消費者への裏切り行為を黙っていた」と、フタバ産業さんが贈賄事件を黙っていたのとでは、「公表することへの国民の期待」という意味において異なる（だから公表まで行う必要はない）、という考え方が成り立ちそうにも思えます。しかしもう一方において、自ら公表することなく、後日、第三者の行動によって不祥事が明るみになれば、国民からは「自浄能力のない企業」として大きく企業の社会的信用が低下してしまう（だから法的義務としてレピュテーションリスクの低下を防止すべき善管注意義務がある）という見方も成り立ちそうです。とくに不正融資事件が発覚した時点において、お金の流れを第三者委員会や捜査機関によって調査されてしまえば、用途の不明な資金の流れが把握され、後日捜査機関によって海外子会社の業務拡大のために贈賄が提供されていた、という事実が発覚するリスクというものも十分に考えられたのではないのでしょうか。

ダスキンの事件株主代表訴訟のご紹介のときにも述べましたが、私は一般的に（被害が拡大しているような場合を除き）過去の企業不祥事の公表義務というものは取締役には認められないものと考えています。しかし、昨今の企業コンプライアンスが「組織への評価」を含む概念とされるようになった以上、「ばれたから公表する」という企業の姿勢は極めて財産的な損害を生じさせる信用失墜であり、不祥事が発覚するかどうかということは取締役が慎重に判断しなければならず、そのリスク管理が甘ければ善管注意義務違反を問われる可能性は高いものと考えています。今回のフタバ産業さんの中国政府贈賄事件の発覚ということから、私は「何もせずに放置していた」取締役、監査役さん方にとって、放置していたこと自体の違法性が問われることよりも、後日、つまり不正会計事件の発覚時に、どのような経営判断が役員会で行われたのか、そこに不祥事公表の必要性判断に「甘さ」がなかったかどうか、そのあたりの経緯についてとても関心を抱くところです。

#### <会計監査人と監査役との「違和感」の共有—フタバ産業事件ふたたび> 2013年2月8日（金）

今年3月で当ブログも丸8年となりますが、2009年ころにずいぶん取り上げましたフタバ産業事件につきまして（不適切な会計処理が発覚したのは2008年ですが）、ご承知のとおり元社長の刑事事件に発展して再び話題になっております。社長の肝いりで社外に設立したロボット製造会社（持分法適用会社）の業績が悪化し、これをフタバ産業が、社内の正式な資金支援の手続きを回避しながら、なんとか実質的支援を続けようとしていたところ、監査法人から「なんかおかしい」と勤付かれてしまい、苦し紛れに虚偽の伝票を作成してしまったというもの。本日（2月7日）の日経ニュースでは、逮捕された元社長が、監査役に対しても虚偽の伝票を示してウソの説明を行っていた、と報じられています。

2008年当時の役員履歴をみますと、監査役は5名で、トヨタ自動車出身の常勤監査役、社外監査役、東京銀行出身の監査役がおられますので、プロパー出身の元社長からみると、かなり「こわもての監査役」だったようです。当時の特別調査委員会報告書、責任追及委員会報告書の「事実経過」を読み返しますと、監査役会として、この「社長肝いり会社」とフタバ産業との取引については相当に注意をしており、取締役らに対して何度も説明要求を繰り返していたそうです。虚偽の伝票を監査役に示した、というのも、やはり監査役らに対する元社長の苦し紛れの対応だったのかもしれませんが。

昨年の日経ヴェリタスでも「監査法人が不正を発見した案件」と紹介されていたとおり、よく報告書を読み返しますと、2005年ころには、すでに会計監査人が違和感を感じていたようで、この違和感を監査役と共有していた事実が記載されております。「平成17年9月29日開催の取締役会における対応の是非」と題す

る項目では、会計監査人から指摘を受けた監査役が、元社長と対決するシーンが出てきます。この対決を議事録に留めておくよう監査役が要求したところ、元社長がこれを拒否したことも記されています。このあたりが、まさに「不正の兆候」が取締役会で顕在化し、フタバ産業社が有事に突入していったあたりかと思われる。その後も、これまで主犯格といわれていた元執行役員の方が、何度も社内ルール違反を繰り返すわけですが、なぜここまで問題になっているにもかかわらず、「社長肝いり会社」を支援するのだろうか・・・と疑問に感じておりましたが、今回の刑事事件でなんとなく納得できそうです。

いずれにしましても、2005年あたりから、監査役会と取締役会との間で、緊張関係が出てきたことが想像できますが、(もっと早くなんとかならなかったのか・・・という疑問もありそうですが) 会計監査人と監査役との連携によって経営者関与の不正が発見できた数少ない事例ではないかと思われます。

このフタバ産業事件のもうひとつの特筆すべき点は、2009年に三つの第三者委員会が設置され、それぞれ報告書を提出しているところです。いずれの第三者委員会もフタバ産業が依頼したのですが、後の二つは実質的には親会社ではないか、と言われていました。2009年8月の日経法務インサイドの記事では、最初の第三者委員会報告書は、経営陣に責任なし、との結論だったそうです(これは公表されていません)。私が監査役の代理人を務めたアイ・エクス・アイ社についても、不適切な会計処理が発覚してから社長が逮捕されるまで1年を要しましたが、その間、第三者委員会が設置され、社長以外の主犯格が独断で架空循環取引をやったと結論つけていました。(ちなみにフタバ産業の二つ目の報告書では、元社長が主導していた疑いがあることを明記しています。) 日弁連の第三者委員会ガイドラインが2010年に制定されたのも、こういった時代背景があったのではないかと。

<上場会社取締役・監査役必読! (フタバ産業・社外委員会報告書) > 2009年7月29日(水)

先日、「第三者委員会VS金融庁なる構図」というエントリーを書きましたが、そこでの議論がふっとんでしまうほどの報告書を目にしました。フタバ産業社の不正会計事件につきまして、責任追及委員会が報告書を提出し、同社のwebページにて公開されております。

7月28日付け責任追及委員会答申について

例のシャルレの社外第三者委員会報告書を拝読したときと同じほどの感動を覚えました。(ただし結論への賛否は別として、であります・・・) 会計不正に係る内部統制構築義務違反の有無を論じる前提となる事実の認定、そして法的判断・・・。もちろんこの委員会の結論については賛否さまざまと思いますが、おそらく旧経営陣は、この報告書によって多額の損害賠償請求訴訟を提起されることとなるかもしれません。上場企業の役員(取締役および監査役)の皆様、また法務、経理、総務スタッフの皆様方も是非本答申をご一読いただき、会計不正を防止するための内部統制構築義務とはどのようなものか、それぞれの会社でご議論されてはいかがでしょうか。つい先日出されました日本システム技術最高裁判決なども参考にしながら、また内部統制報告制度の実務の検証などとも関連させながら、検討してみると有益かもしれません。(とりいそぎ、備忘録程度にて失礼します)

PS 本日(7月28日)金融庁よりフタバ産業社に対して1800万円余りの課徴金納付命令が発令されましたが、こうやって課徴金の金額を眺めてみると、東証の上場制度違約金1000万円が大きな数字に見えてきました。(課徴金算定には違約金制度はなんら考慮されないのですね)

(7月29日 追記) 朝日新聞ニュースで知りましたが、カブドットコム証券の社外調査委員会の報告書もインサイダー取引防止体制の構築・・・という意味で、なかなかスゴイです。まだ全部を読む時間がないので、内容についてはコメントできませんが・・・

以上